

au でんき供給約款（関西電力・auEL）新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款 （関西電力・KDDI） 2021年2月17日実施 関西電力株式会社 KDDI 株式会社</p>	<p>au でんき供給約款 （関西電力・auEL） 2022年7月1日実施 関西電力株式会社 au エネルギー&ライフ株式会社</p>
<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。 なお、電気料金については、KDDI が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）</p>	<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」）といっています。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」）といっています。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」）といっています。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」）といっています。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といっています。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といっています。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、auEL が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といっています。）によります。 なお、電気料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」）といっています。）によります。 （略）</p>
<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) 関西電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、関西電力および KDDI は、変更された税率にもとづき、この au でんき約款および料金表を変更いたします。この場合、</p>	<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) 関西電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。 (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、関西電力および auEL は、変更された税率にもとづき、この au でんき約款および料金表を変更いたします。この場合、</p>

<p>契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および KDDI は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この au でんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(4) (1), (2)または(3)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合を除きます。）、KDDI は、au でんき約款および料金表の変更前は、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合、KDDI は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および auEL は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この au でんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(4) (1), (2)または(3)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合を除きます。）、auEL は、au でんき約款および料金表の変更前は、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合、auEL は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>5 その他 (略)</p> <p>(2) この au でんき約款および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと関西電力および KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>5 その他 (略)</p> <p>(2) この au でんき約款および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと関西電力および auEL との協議によって定めます。</p>
<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>(略)</p>

<p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを関西電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および KDDI は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>(略)</p> <p>□ 契約期間満了に先だって、お客さままたは関西電力および KDDI のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、KDDI は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この au でんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを関西電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>(略)</p> <p>□ 契約期間満了に先だって、お客さままたは関西電力および auEL のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、auEL は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この au でんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>
<p>10 需給契約の単位</p> <p>関西電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、関西電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合</p> <p>(略)</p>	<p>10 需給契約の単位</p> <p>関西電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、関西電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合</p> <p>(略)</p>
<p>11 供給の開始</p>	<p>11 供給の開始</p>

<p>(1) 関西電力および KDDI がお客様の需給契約の申込みを承諾したときには、KDDI は、関西電力およびお客様と協議のうえ需給開始日を定め、文書にてすみやかにお客様に通知いたします。また、関西電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 関西電力および KDDI は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、KDDI は、お客様にその理由をお知らせし、あらためて関西電力およびお客様と協議のうえ、需給開始日を定め、関西電力は、電気を供給いたします。</p>	<p>(1) 関西電力および auEL がお客様の需給契約の申込みを承諾したときには、auEL は、関西電力およびお客様と協議のうえ需給開始日を定め、文書にてすみやかにお客様に通知いたします。また、関西電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 関西電力および auEL は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、auEL は、お客様にその理由をお知らせし、あらためて関西電力およびお客様と協議のうえ、需給開始日を定め、関西電力は、電気を供給いたします。</p>
<p>13 需給契約書の作成</p> <p>関西電力または KDDI が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p>関西電力または auEL が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>
<p>18 使用電力量の計量および算定</p> <p>(1) KDDI は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものいたします。）により、料金表4（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。KDDI は算定した使用電力量をお客様にお知らせいたします。</p> <p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合等には、料金の算定期間の使用電力量は、原則として別表5（使用電力量の協定）を基準として、お客様と KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>18 使用電力量の計量および算定</p> <p>(1) auEL は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものいたします。）により、料金表4（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客様にお知らせいたします。</p> <p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合等には、料金の算定期間の使用電力量は、原則として別表5（使用電力量の協定）を基準として、お客様と auEL との協議によって定めます。</p>
<p>24 適正契約の保持</p> <p>関西電力および KDDI は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>24 適正契約の保持</p> <p>関西電力および auEL は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>28 供給の停止</p> <p>（略）</p> <p>(3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、KDDI は、料金の減額等を行いません。</p>	<p>28 供給の停止</p> <p>（略）</p> <p>(3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、auEL は、料金の減額等を行いません。</p>
<p>31 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合には、KDDI は、料金の減額等を行いません。</p>	<p>31 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合には、auEL は、料金の減額等を行いません。</p>
<p>32 損害賠償の免責</p>	<p>32 損害賠償の免責</p>

<p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが関西電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) その他関西電力および KDDI の責めとならない理由により事故が生じた場合には、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが関西電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、関西電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、関西電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) その他関西電力および auEL の責めとならない理由により事故が生じた場合には、関西電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>33 設備の賠償 (略)</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、関西電力または KDDI が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、関西電力または KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>33 設備の賠償 (略)</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、関西電力または auEL が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、関西電力または auEL は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
<p>34 需給契約の変更 (略)</p> <p>(2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合を除きます。）、KDDI は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、KDDI は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>34 需給契約の変更 (略)</p> <p>(2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合を除きます。）、auEL は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および auEL の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、auEL は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>35 名義の変更</p>	<p>35 名義の変更</p>

<p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの関西電力および KDDI に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、関西電力および KDDI が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>	<p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの関西電力および auEL に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、関西電力および auEL が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>
<p>36 需給契約の消滅</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、KDDI に通知していただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、KDDI は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。</p> <p>ロ 38（解約等）によって、関西電力および KDDI が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>ハ KDDI がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ニ 関西電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。</p>	<p>36 需給契約の消滅</p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、auEL に通知していただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、auEL は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。</p> <p>ロ 38（解約等）によって、関西電力および auEL が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>ハ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ニ 関西電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および auEL との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。</p> <p>ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および auEL との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。</p>
<p>38 解約等</p>	<p>38 解約等</p>

<p>(1) 関西電力および KDDI は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および KDDI または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>（略）</p> <p>ハ お客さまが、関西電力の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を関西電力の定める支払期日までに支払われない場合またはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは KDDI の提供するサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合</p> <p>（略）</p> <p>(2) 関西電力および KDDI は、 お客さまの KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合には、需給契約を解約いたします。ただし、お客さまが KDDI が別途定める条件に従い提供する au でんきアプリ/Web サービスの利用を継続する場合を除きます。</p> <p>(3) お客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、関西電力および KDDI は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。</p> <p>(4) (1), (2)および(3)の場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 関西電力および auEL は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および auEL または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>（略）</p> <p>ハ お客さまが、関西電力の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を関西電力の定める支払期日までに支払われない場合またはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは auEL または KDDI の提供するサービスの利用料金等の auEL または KDDI に対する債務を auEL または KDDI の定める期日までに支払われない場合</p> <p>（略）</p> <p>(2) 関西電力および auEL は、 お客さまの KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合には、需給契約を解約いたします。ただし、お客さまが auEL が別途定める条件に従い提供する au でんきアプリ/Web サービスの利用を継続する場合を除きます。</p> <p>(3) お客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、関西電力および auEL は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。</p> <p>(4) (1), (2)および(3)の場合には、auEL はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>（略）</p>
<p>附 則</p> <p>この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2021 年 2 月 17 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この au でんき約款の実施期日</p> <p>この au でんき約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>